

令和５年度 福岡地方最低賃金審議会
第２回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

資料No. 1	令和５年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・ デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金専門部会 委員名簿	1
資料No.2-1	都道府県別特定最低賃金額（電気機械器具製造業関係）	3
資料No.2-2	最低賃金時間額の全国加重平均額	5
資料No. 3	令和５年度特定最低賃金改正決定申出状況 （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業）	7
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業：労働者側） 【令和５年８月２２日：第５回本審資料】	1 1
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業：使用者側） 【令和５年８月２２日：第５回本審資料】	1 3
資料No. 5	令和５年 福岡県賃金実態調査結果 （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業）	1 5

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順) (令和5年9月11日任命)

種別	氏 名	現 職
公益代表委員	○ ^{おおつぼ} 大坪 ^{みのる} 稔	九州大学大学院 経済学研究院 教授
	◎ ^{ひらい} 平井 ^{さわこ} 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	^{もり} 森 ^{あきひこ} 昭彦	公認会計士
労働者代表委員	^{おきな} 沖中 ^{さとし} 聡志	パナソニックエンターテインメント &コミュニケーション労働組合 九州支部 執行委員長
	^{おだ} 小田 ^{すぐる} 卓	西部電機労働組合 執行委員長
	^{なかむら} 中村 ^{たかゆき} 貴征	電機連合福岡地方協議会 事務局長
使用者代表委員	^{おがた} 緒方 ^{せいごう} 正剛	株式会社キューヘン 総務部長
	^{たかまつ} 高松 ^{ゆうた} 雄太	株式会社安川電機 コーポレートブランディング本部 人事労務改革部長
	^{よしおか} 吉岡 ^{ひでき} 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

令和4年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(電気機械)
(令和4年度特定最賃額順)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R3年度 特定最賃額	R4年度 特定最賃額	引上額	引上率	県最賃 引上額	県最賃額 R4	県最賃額との 差額	県最賃額との 比率
1	埼玉	A	電子部品	981	1,013	32	3.26%	31	987	26	102.6%
2	千葉	A	電気機械	981	1,013	32	3.26%	31	984	29	102.9%
3	大阪	A	電気機械	994	994	0	0.00%	31	1023	-29	97.2%
4	京都	B	電気機械	957	986	29	3.03%	31	968	18	101.9%
5	福岡	B	電気機械	947	977	30	3.17%	30	900	77	108.6%
6	栃木	B	電気機械	940	971	31	3.30%	31	913	58	106.4%
7	滋賀	B	精密機械・電気機械	939	965	26	2.77%	31	927	38	104.1%
8	新潟	B	電気機械	936	965	29	3.10%	31	890	75	108.4%
9	群馬	B	電気機械	935	965	30	3.21%	30	895	70	107.8%
10	静岡	B	電気機械	939	964	25	2.66%	31	944	20	102.1%
11	茨城	B	精密機械・電気機械	932	961	29	3.11%	32	911	50	105.5%
12	兵庫	B	電気機械	930	961	31	3.33%	32	960	1	100.1%
13	山梨	B	電気機械	934	959	25	2.68%	32	898	61	106.8%
14	北海道	B	電気機械	924	955	31	3.35%	31	920	35	103.8%
15	広島	B	電気機械	924	953	29	3.14%	31	930	23	102.5%
16	三重	B	電気機械	927	952	25	2.70%	31	933	19	102.0%
17	山口	B	電気機械	921	948	27	2.93%	31	888	60	106.8%
18	愛媛	B	電気機械	921	947	26	2.82%	32	853	94	111.0%
19	長野	B	精密機械・電気機械	916	945	29	3.17%	31	908	37	104.1%
20	香川	B	電気機械	913	942	29	3.18%	30	878	64	107.3%
21	徳島	B	電気機械	911	942	31	3.40%	31	855	87	110.2%
22	岡山	B	電気機械	904	932	28	3.10%	30	892	40	104.5%
23	岐阜	B	電気機械	907	929	22	2.43%	30	910	19	102.1%
24	石川	B	電気機械	896	923	27	3.01%	30	891	32	103.6%
25	宮城	B	電気機械	890	919	29	3.26%	30	883	36	104.1%
26	富山	B	電気機械	879	910	31	3.53%	31	908	2	100.2%
27	山形	B	電気機械	872	903	31	3.56%	32	854	49	105.7%
28	愛知	A	電気機械	901	901	0	0.00%	31	986	-85	91.4%
29	佐賀	C	電気機械	867	900	33	3.81%	32	853	47	105.5%
30	大分	C	電気機械	864	896	32	3.70%	32	854	42	104.9%
31	熊本	C	電気機械	863	896	33	3.82%	32	853	43	105.0%
32	秋田	C	電気機械	861	891	30	3.48%	31	853	38	104.5%
33	奈良	B	電気機械	891	891	0	0.00%	30	896	-5	99.4%
34	神奈川	A	電気機械	890	890	0	0.00%	31	1071	-181	83.1%
35	青森	C	電気機械	859	888	29	3.38%	31	853	35	104.1%
36	島根	B	電気機械	853	882	29	3.40%	33	857	25	102.9%
37	福島	B	電気機械	856	880	24	2.80%	30	858	22	102.6%
38	岩手	C	電気機械	847	877	30	3.54%	33	854	23	102.7%
39	長崎	C	電気機械	864	864	0	0.00%	32	853	11	101.3%
40	鳥取	C	電気機械	825	859	34	4.12%	33	854	5	100.6%
41	福井	B	電気機械	857	857	0	0.00%	30	888	-31	96.5%
42	鹿児島	C	電気機械	842	842	0	0.00%	32	853	-11	98.7%
43	宮崎	C	電気機械	831	831	0	0.00%	32	853	-22	97.4%
44	東京	A	電気機械	829	829	0	0.00%	31	1072	-243	77.3%
45	高知	C	電気機械	793	793	0	0.00%	33	853	-60	93.0%

最低賃金時間額の全国加重平均額

(令和5年3月末現在)

			年度	令和４年度	(参考：令和３年度)	
事項別				円（件）	円（件）	
地域別最低賃金				961（４７）	930（４７）	
			対前年度上昇率（％）	3.33	3.10	
特定最低賃金	新産業別最低賃金	製造業	食料品・飲料製造業関係	829（７）	815（７）	
			繊維工業関係	798（５）	799（５）	
			木材・木製品製造業関係	876（１）	876（１）	
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845（２）	838（２）	
			印刷・同関連産業関係	850（１）	792（２）	
			塗料製造業関係	988（４）	972（４）	
			ゴム製品製造業関係	915（１）	915（１）	
			窯業・土石製品製造業関係	938（４）	915（４）	
			鉄鋼業関係	999（20）	975（20）	
			非鉄金属製造業関係	901（９）	889（９）	
			金属製品製造業関係	937（４）	922（４）	
			一般機械器具製造業関係	956（25）	935（25）	
			精密機械器具製造業関係	939（７）	920（７）	
			電気機械器具製造業等関係	930（45）	908（45）	
			輸送用機械器具製造業関係	972（33）	951（33）	
		小計		952（168）	930（169）	
		非製造業	新聞・出版業関係	879（１）	853（１）	
	各種商品小売業関係		849（30）	845（30）		
	自動車小売業関係		923（23）	907（23）		
	自動車整備業関係		923（１）	892（１）		
	道路貨物自動車運送業関係		910（１）	910（１）		
	小計		887（56）	877（56）		
	合計			943（224）	923（225）	
				対前年度上昇率（％）	2.17	1.88
	旧産業別最低賃金			816（１）	816（１）	
	総合計			942（225）	922（226）	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回るものを含む。）の全国加重平均時間額であり、（）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	5,772 (1)	5,772 (1)

令和５年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B) / (A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C) / (D)
			労働 協約	公正 競争							
令和5年6月23日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970 人	3,095 人	44.4%	1,131 円	1,010 円	121 円	112.0%
令和5年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		22,080 人	9,712 人	44.0%	1,047 円	977 円	70 円	107.2%
令和5年6月29日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,490 人	14,925 人	66.4%	1,046 円	987 円	59 円	106.0%
令和5年6月26日	福岡県百貨店、総合スーパー	ＵＡゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,000 人	8,529 人	56.9%	945 円	900 円 (県最賃額)	45 円	105.0%
令和5年6月30日	福岡県自動車（新車）小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,560 人	7,204 人	75.4%	1,035 円	987 円	48 円	104.9%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第２位を四捨五入

令和５年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和５年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和５年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和５年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和４年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和３年度
使用者（事業場）	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和5年3月31日	83 名	¥1,069	¥1,003	¥991
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年4月19日	470 名	¥1,129	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年4月1日	264 名	¥1,129	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合（〇〇地区）	令和5年4月1日	499 名	¥1,129	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	373 名	¥1,083	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	517 名	¥1,109	¥1,050	¥1,038
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年3月23日	130 名	¥1,047	¥1,015	¥1,002
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年3月15日	456 名	¥1,119	¥1,074	¥1,061
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月8日	1,505 名	¥1,119	¥1,074	¥1,061
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月8日	361 名	¥1,119	¥1,074	¥1,061
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年5月9日	542 名	¥1,165	¥1,165	¥1,165
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月31日	364 名	¥1,075	¥1,030	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月31日	295 名	¥1,075	¥1,030	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月31日	524 名	¥1,075	¥1,030	—
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和5年5月1日	1,857 名	¥1,104	¥1,042	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月7日	477 名	¥1,071	¥1,049	¥1,019
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月13日	416 名	¥1,076	¥1,032	¥1,020
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年3月31日	230 名	¥1,114	¥1,082	¥1,056
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年5月10日	235 名	¥1,082	—	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年3月31日	114 名	¥1,068	¥1,030	¥1,030
合計			9,712 名	最低： ¥1,047	最低： ¥1,003	最低： ¥987

2023年6月27日

福岡労働局

局長 安達 栄 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

福岡地方協議会 議長 保 隆 氏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 22,080人

2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情

報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 22,080人

賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 9,712人 (44.0%)

最も低い労働協約の金額 160,800円/月、8,109円/日、1,047円/時間

現在適用されている法定最低賃金 977円/時間

5 添付書類

① 労働協約の写し

② 申出合意書および申請代表者に対する委任書

③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) ☒ 労働者代表意見 ☐ 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- ☐ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- ☒ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ☐ 輸送用機械器具製造業
- ☐ 百貨店、総合スーパー
- ☐ 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) ☒ 有 ☐ 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業は、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、回復に向かってきました。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機械器具などは、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで、テレワーク・リモートワークなどで事業の継続や新しい働き方を支えてきました。引き続き、社会のデジタル化・脱炭素化などの大変革への対応にあたって、IoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)など電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値を生みだしていくことが期待されています。

また、コロナ禍においては、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上、さらには経済の好循環につなげる必要があります。特定(産業別)最低賃金の引上げの流れの継続性は、厳しい状況下にあっても維持する必要があります。

(3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 2023年総合労働条件改善闘争(以下、2023年闘争)において、「人への投資」の重要性や競争力のある賃金水準改善を実現すること、物価上昇に対する対応が求められていることは労使共通の認識でした。その結果、定期昇給相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、昨年を大幅に上回る7,000円以上の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。

10年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の不安払しょくと期待に応え得るとともに、電機産業労使の社会的役割と責任を果たし、「人への投資」の継続が重要であるとの力強いメッセージを届けることができたものと考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映し、波及効果の最大化をはかる必要があります。

(5) 2023年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、7,000円の引上げをはかり、月額173,500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値155.533時間)は、約1,116円となります。

一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は977円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額と比較して低位にあり、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。なお、電機産業労使で、企業内最低賃金を高卒初任給の水準に準拠させることが合意事項となりました。あわせてこの観点での取り組みが求められます。

(6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(977円)は、鉄鋼(1,010円)輸送用機械(987円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善が求められます。

(7) 中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、原材料費の上昇分とあわせて労務費(賃上げ分)の適正な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であります。価格転嫁の対策については、福岡県にも労働界からも要望しましたが、「パートナーシップ構築宣言」や「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」に基づき、実効性あるものにする必要があります。

産業全体としてはコロナ禍前の水準に回復してきました。一方で、ウクライナ情勢や円安などにともなう原材料価格やエネルギー価格の高騰リスクなど先行き不安の要素もありますが、労働者の物価高への不安払しょくし、さらに経済の好循環につながるため、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで合意形成をはかっていくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) ☐ 労働者代表意見 ☒ 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- ☐ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- ☒ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ☐ 輸送用機械器具製造業
- ☐ 百貨店、総合スーパー
- ☐ 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) ☒ 有 ☐ 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は、半導体市場の世界的な落ち込みや物価高による個人消費の落ち込みなどから、低成長とインフレが併存するとの見方が強まっている。内閣府は7月20日に2023年度の実質成長率が1.3%になるとの試算をまとめ、昨年末から0.2%下方修正した。一方、米国や欧州の中銀はインフレ抑制に向けた利上げを続けており、世界経済でも減速リスクがある。

・設備投資は、日本政策投資銀行が8月3日に発表した「設備投資計画調査」によると2023年度計画は、対前年比全産業で+20.7%の20兆6152億円と2年連続増加し、コロナ前の水準を回復した。製造業は26.5%増であり、サプライチェーン(供給網)強化や生産拠点の国内回帰を背景に、半導体や電気自動車(EV)関連投資が活発化する見通しとしている。

・雇用動向は、九州・沖縄の2022年度平均の有効求人倍率が1.26倍で、全国の年度平均(1.31倍)を下回った。有効求人倍率は前の年度から0.12ポイント改善したが、コロナ禍直前の2019年度(1.40倍)に届かなかった。そのうち、福岡県は0.13ポイント改善の1.21倍と上昇した。

直近の6月では、九州・沖縄の有効求人倍率は1.26倍と前月から0.01ポイント低下し、4ヶ月連続で前月を下回った。そのうち福岡県は、もっとも低下幅が大きく、前

月比0.03ポイント低下の1.23倍であった。経費の高騰により新規採用を増やせていない状況がうかがえる。

・中小企業庁の「中小企業景況調査(2023年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(1-3月期比)は全産業で12ポイント減少、製造業は1.3ポイント改善傾向にあるものの、原材料費の高騰や価格転嫁への遅れなどもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2023年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、10年連続の賃金改善要求(水準改善7,000円以上)に対して、満額回答で妥結した会社が相次いだ。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、7,000円の引き上げ要求に対して、要求通り7,000円の引き上げの173,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比+1.28%の3.42%(全産業3.99%)であった。

・以上の通り、昨年に比べて景気は回復の動きはみられるが、次の通り、景気下振れリスクが、景気回復のブレーキとなることが懸念される。

①ウクライナ情勢悪化による資源価格上昇や日米金利差拡大を受けた円安によって物価が上昇しており、消費者マインド悪化、実質購買力の低下を通じて、消費の回復を抑制する、②コスト増加によって企業業績が悪化し、それが設備投資や雇用・賃金の削減につながる、③世界的な物価上昇を背景に、米国をはじめとした各国で金融政策が引き締めへ転じており、金利上昇が世界経済の回復ペースを鈍らせる、④為替が急変動することにより企業活動が消極的になる。

また、中小企業は原材料費や電力費、燃料費の高騰によるコスト上昇を価格転嫁により十分に補えていない状況であり、インフレ下において企業の社会的責任において一定程度の賃上げは必要であるとの考えは理解できるが、賃上げ額の判断は、極めて慎重に判断すべきである。

令和 5 年
最低賃金に関する基礎調査結果
(電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部賃金室

目 次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（電気機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	7
4	令和5年調査結果	
	（1）就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	8
	（2）規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	11
	（3）1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	14
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	15
6	最低賃金に関する基礎調査票	17

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E 28（電子部品・デバイス・電子回路製造業）

E 29（電気機械器具製造業）

E 30（情報通信機械器具製造業）

} 常用労働者 100 人未満
規模の民営事業所

から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和 5 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30 人以上の規模の事業所については全労働者の 1 / 2 を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び調査票の集計方法

調査は 208 事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の 128 事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模・地区別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別、規模別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数（特定最低賃金適用除外者を含む）

規模計		1 ～ 9 人規模		10 ～ 29 人規模		30 ～ 99 人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
412	7, 062	214	831	126	2, 195	72	4, 036

※ 表中の事業所数は「事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム）」に基づく母集団数である。

日 本 標 準 産 業 分 類
(電気機械器具製造業関係)

【28 電子部品・デバイス・電子回路製造業】

280 管理, 補助的経済活動を行う事業所

2800 主として管理事務を行う本社等

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため, 同一企業のおける活動に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所をいう。

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。

2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路, 薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル, プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品

主として抵抗器, コンデンサ, 変成器及び複合部品(回路の標準化に適合させるため, 従来の抵抗器, コンデンサなどの個別部品を一体化したもの)を製造する事業所をいう。

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

主としてスピーカ, マイクロホン, ヘッドホンなどの部品, 磁気ヘッド及び, 小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)を製造する事業所をいう。

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ, スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード, メモリースティック, その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク, 磁気ディスク, 磁気テープ等を製造する事業所をいう。

284 電子回路製造業

2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット(受信用チューナ、受信用アンテナなど)及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器(電力用を除く)、磁性材部分品(粉末や金によるもの)など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

【29 電気機械器具製造業】

290 管理、補助的経済活動を行う事業所

2900 主として管理事務を行う本社等

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより駆動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

2912 変圧器類製造業(電子機器用を除く)

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として遮断器、電気制御装置及び避雷装置を製造する事業所をいう。

2915 配線器具・配線付属品製造業

主として配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)を製造する事業所をいう。

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

- 2922 内燃機関電装品製造業
主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。
- 2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)
主として蓄電器(電子機器用を除く)、電気窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。
- 293 民生用電気機械器具製造業
- 2931 ちゅう房機器製造業
主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。
- 2932 空調・住宅関連機器製造業
主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。
- 2933 衣料衛生関連機器製造業
主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。
- 2939 その他の民生用電気機械器具製造業
主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。
- 294 電球・電気照明器具製造業
- 2941 電球製造業
主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。
- 2942 電気照明器具製造業
主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。
- 295 電池製造業
- 2951 蓄電池製造業
主として蓄電池を製造する事業所をいう。
- 2952 一次電池(乾電池、湿電池)製造業
主として一次電池(乾電池、湿電池)を製造する事業所をいう。
- 296 電子応用装置製造業
- 2961 X線装置製造業
主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。
- 2962 医療用電子応用装置製造業
主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。
- 2969 その他の電子応用装置製造業
主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。
- 297 電気計測器製造業
- 2971 電気計測器製造業(別掲を除く)
主として電気計測器を製造する事業所をいう。
- 2972 工業計器製造業
主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。
- 2973 医療用計測器製造業
主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

299 その他の電気機械器具製造業

2999 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない
電気機械器具を製造する事業所をいう。

【30 情報通信機械器具製造業】

300 管理，補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

3000 主として管理事務を行う本社等

主として情報通信機械器具製造業の事業
所を統括する本社等として，自企業の経営を
推進するための組織全体の管理統括業務，
人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知
的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開
発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情
報システム管理，保有資機材の管理，仕入・
原材料購入，役務・資材調達等の現業以外
の業務を行う事業所をいう。

3009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業 所

主として情報通信機械器具製造業における
活動を促進するため，同一企業の他事業所
に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の
支援業務を行う事業所をいう。

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機，交換機，電信機，搬送装
置，有線放送装置及びその他の有線通信機
械器具を製造する事業所をいう。

3012 携帯電話機・PHS電話機製造業

主として携帯電話機，PHS電話機を製造す
る事業所をいう。

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線

応用機器を製造する事業所をいう。

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信
機を製造する事業所をいう。

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号
保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道
軌条の転てつ器，その他の分岐器を製造する
事業所をいう。

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置，警報装置などのよう
な他に分類されない電気通信装置を製造する
事業所をいう。

302 映像・音響機械器具製造業

3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置（デジタルカメラを除
く）又は画像再生装置を製造する事業所をい
う。

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所を
いう。

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置，再生装置，拡声装置及
び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

303 電子計算機・同附属装置製造業

3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ を除く）

主としてデジタル形電子計算機（プログラム
内蔵方式であって，プログラム言語を使用す
るものに限る）を製造する事業所をいう。

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業

所をいう。

3033 外部記憶装置製造業

主として中央処理装置(CPU)が入出力チャネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

3034 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

3035 表示装置製造業

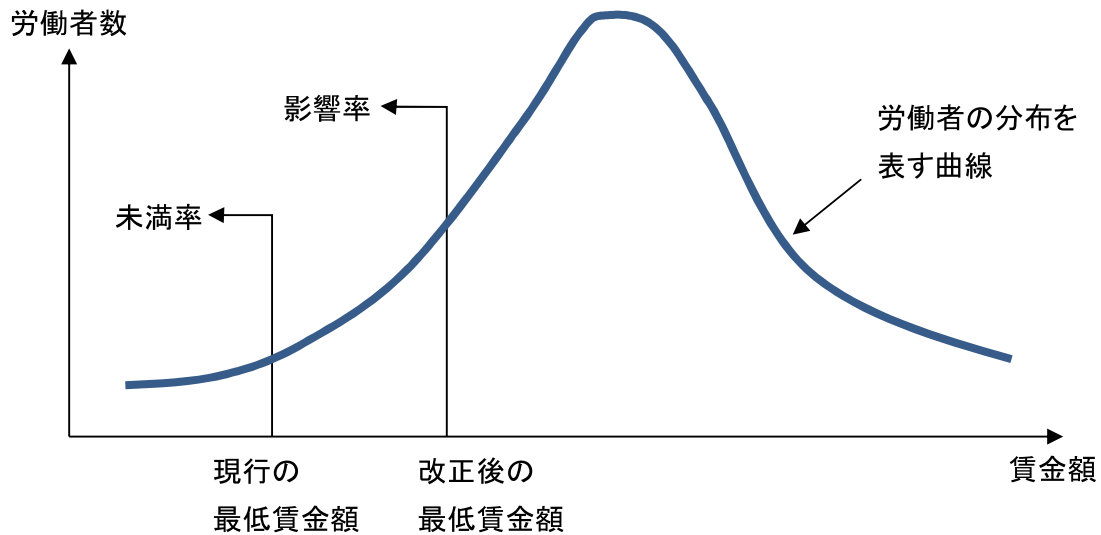
主として表示装置(CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。

3039 その他の附属装置製造業

主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（＝5％）の順位（位置）にある数値

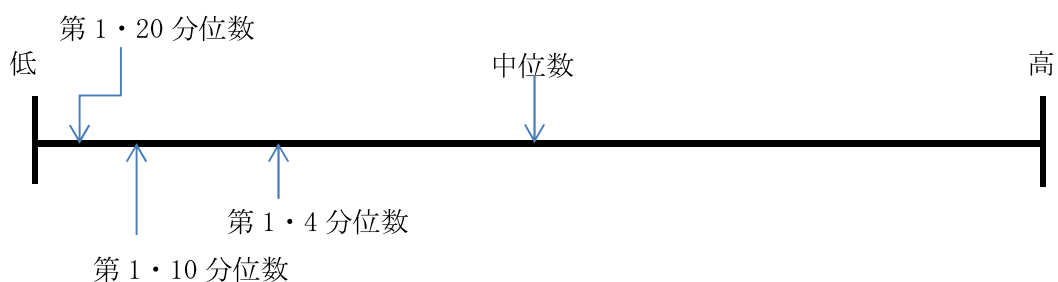
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（＝10％）の順位（位置）、4分の1（＝25％）の順位（位置）にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1（＝50％）の順位（位置）にある数値



すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図

令和5年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～966	547	8.8	8.8	124	2.4	2.4	423	42.7	42.7
967	6	0.1	8.9	3	0.1	2.4	3	0.3	42.9
968	0	0.0	8.9	0	0.0	2.4	0	0.0	42.9
969	0	0.0	8.9	0	0.0	2.4	0	0.0	42.9
970	14	0.2	9.1	5	0.1	2.5	9	0.9	43.8
971	0	0.0	9.1	0	0.0	2.5	0	0.0	43.8
972	0	0.0	9.1	0	0.0	2.5	0	0.0	43.8
973	0	0.0	9.1	0	0.0	2.5	0	0.0	43.8
974	2	0.0	9.1	0	0.0	2.5	2	0.2	44.1
975	0	0.0	9.1	0	0.0	2.5	0	0.0	44.1
976	0	0.0	9.1	0	0.0	2.5	0	0.0	44.1
977	116	1.9	11.0	31	0.6	3.1	85	8.6	52.6
978	8	0.1	11.1	8	0.2	3.3	0	0.0	52.6
979	8	0.1	11.2	8	0.2	3.4	0	0.0	52.6
980	55	0.9	12.1	33	0.6	4.1	22	2.2	54.8
981	0	0.0	12.1	0	0.0	4.1	0	0.0	54.8
982	3	0.0	12.2	3	0.1	4.1	0	0.0	54.8
983	0	0.0	12.2	0	0.0	4.1	0	0.0	54.8
984	8	0.1	12.3	8	0.2	4.3	0	0.0	54.8
985	28	0.4	12.7	20	0.4	4.7	8	0.8	55.6
986	0	0.0	12.7	0	0.0	4.7	0	0.0	55.6
987	0	0.0	12.7	0	0.0	4.7	0	0.0	55.6
988	0	0.0	12.7	0	0.0	4.7	0	0.0	55.6
989	0	0.0	12.7	0	0.0	4.7	0	0.0	55.6
990	31	0.5	13.2	16	0.3	5.0	15	1.5	57.1
991	16	0.3	13.5	16	0.3	5.3	0	0.0	57.1
992	0	0.0	13.5	0	0.0	5.3	0	0.0	57.1
993	0	0.0	13.5	0	0.0	5.3	0	0.0	57.1
994	3	0.1	13.6	3	0.1	5.3	0	0.0	57.1
995	0	0.0	13.6	0	0.0	5.3	0	0.0	57.1
996	0	0.0	13.6	0	0.0	5.3	0	0.0	57.1
997	20	0.3	13.9	20	0.4	5.7	0	0.0	57.1
998	0	0.0	13.9	0	0.0	5.7	0	0.0	57.1
999	4	0.1	13.9	4	0.1	5.8	0	0.0	57.1
1,000	46	0.7	14.7	3	0.0	5.8	44	4.4	61.5
1,001	3	0.0	14.7	3	0.0	5.9	0	0.0	61.5
1,002	8	0.1	14.8	8	0.1	6.0	0	0.0	61.5
1,003	0	0.0	14.8	0	0.0	6.0	0	0.0	61.5
1,004	3	0.0	14.9	3	0.0	6.1	0	0.0	61.5
1,005	0	0.0	14.9	0	0.0	6.1	0	0.0	61.5
1,006	0	0.0	14.9	0	0.0	6.1	0	0.0	61.5
1,007	44	0.7	15.6	3	0.1	6.1	41	4.1	65.6

令和5年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,008	8	0.1	15.7	8	0.1	6.3	0	0.0	65.6
1,009	0	0.0	15.7	0	0.0	6.3	0	0.0	65.6
1,010	18	0.3	16.0	8	0.2	6.4	10	1.0	66.6
1,011	0	0.0	16.0	0	0.0	6.4	0	0.0	66.6
1,012	11	0.2	16.2	8	0.2	6.6	3	0.3	66.9
1,013	3	0.0	16.2	3	0.0	6.7	0	0.0	66.9
1,014	12	0.2	16.4	12	0.2	6.9	0	0.0	66.9
1,015	0	0.0	16.4	0	0.0	6.9	0	0.0	66.9
1,016	8	0.1	16.5	0	0.0	6.9	8	0.8	67.7
1,017	0	0.0	16.5	0	0.0	6.9	0	0.0	67.7
1,018	0	0.0	16.5	0	0.0	6.9	0	0.0	67.7
1,019	6	0.1	16.6	6	0.1	7.0	0	0.0	67.7
1,020	17	0.3	16.9	9	0.2	7.2	8	0.8	68.5
1,021	4	0.1	17.0	4	0.1	7.2	0	0.0	68.5
1,022	18	0.3	17.2	18	0.3	7.6	0	0.0	68.5
1,023	8	0.1	17.4	5	0.1	7.7	3	0.3	68.8
1,024	0	0.0	17.4	0	0.0	7.7	0	0.0	68.8
1,025	35	0.6	17.9	4	0.1	7.7	31	3.1	71.9
1,026	12	0.2	18.1	12	0.2	8.0	0	0.0	71.9
1,027	0	0.0	18.1	0	0.0	8.0	0	0.0	71.9
1,028	14	0.2	18.3	14	0.3	8.2	0	0.0	71.9
1,029	17	0.3	18.6	17	0.3	8.5	0	0.0	71.9
1,030	12	0.2	18.8	0	0.0	8.5	12	1.2	73.2
1,031	0	0.0	18.8	0	0.0	8.5	0	0.0	73.2
1,032	10	0.2	19.0	10	0.2	8.7	0	0.0	73.2
1,033	0	0.0	19.0	0	0.0	8.7	0	0.0	73.2
1,034	7	0.1	19.1	7	0.1	8.9	0	0.0	73.2
1,035	12	0.2	19.3	8	0.1	9.0	4	0.4	73.6
1,036	8	0.1	19.4	0	0.0	9.0	8	0.8	74.4
1,037	0	0.0	19.4	0	0.0	9.0	0	0.0	74.4
1,038	2	0.0	19.4	2	0.0	9.1	0	0.0	74.4
1,039	0	0.0	19.4	0	0.0	9.1	0	0.0	74.4
1,040	0	0.0	19.4	0	0.0	9.1	0	0.0	74.4
1,041	4	0.1	19.5	4	0.1	9.1	0	0.0	74.4
1,042	0	0.0	19.5	0	0.0	9.1	0	0.0	74.4
1,043	13	0.2	19.7	13	0.3	9.4	0	0.0	74.4
1,044	0	0.0	19.7	0	0.0	9.4	0	0.0	74.4
1,045	0	0.0	19.7	0	0.0	9.4	0	0.0	74.4
1,046	0	0.0	19.7	0	0.0	9.4	0	0.0	74.4
1,047	4	0.1	19.8	2	0.0	9.4	3	0.3	74.6

令和5年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,048 ～ 1,049	3	0.0	19.8	3	0.1	9.5	0	0.0	74.6
1,050 ～ 1,059	65	1.0	20.9	53	1.0	10.5	11	1.1	75.8
1,060 ～ 1,069	75	1.2	22.1	44	0.8	11.3	31	3.1	78.9
1,070 ～ 1,079	79	1.3	23.3	76	1.4	12.8	3	0.3	79.2
1,080 ～ 1,089	33	0.5	23.9	27	0.5	13.3	6	0.6	79.8
1,090 ～ 1,099	86	1.4	25.2	70	1.3	14.6	16	1.6	81.5
1,100 ～ 1,199	627	10.1	35.3	554	10.6	25.2	73	7.4	88.9
1,200 ～ 1,299	566	9.1	44.4	520	9.9	35.1	47	4.7	93.6
1,300 ～ 1,399	562	9.0	53.4	544	10.4	45.5	18	1.8	95.4
1,400 ～ 1,499	468	7.5	60.9	454	8.7	54.1	14	1.4	96.8
1,500 ～	2,439	39.1	100.0	2,407	45.9	100.0	32	3.2	100.0
計	6,238	100.0		5,248	100.0		991	100.0	
月平均賃金額	250,049			272,906			128,961		
月一人当たり労働時間数	165			173			124		
第1・20分位数	920			991			900		
第1・10分位数	977			1,054			900		
第1・4分位数	1,095			1,197			919		
中位数	1,364			1,445			977		
時間当たり平均額	1,492			1,579			1,030		

令和5年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～966	20	3.2	3.2	273	14.0	14.0	253	6.9	6.9
967	0	0.0	3.2	3	0.2	14.1	3	0.1	7.0
968	0	0.0	3.2	0	0.0	14.1	0	0.0	7.0
969	0	0.0	3.2	0	0.0	14.1	0	0.0	7.0
970	3	0.5	3.7	3	0.2	14.3	8	0.2	7.2
971	0	0.0	3.7	0	0.0	14.3	0	0.0	7.2
972	0	0.0	3.7	0	0.0	14.3	0	0.0	7.2
973	0	0.0	3.7	0	0.0	14.3	0	0.0	7.2
974	0	0.0	3.7	2	0.1	14.4	0	0.0	7.2
975	0	0.0	3.7	0	0.0	14.4	0	0.0	7.2
976	0	0.0	3.7	0	0.0	14.4	0	0.0	7.2
977	3	0.5	4.2	62	3.2	17.6	51	1.4	8.6
978	0	0.0	4.2	0	0.0	17.6	8	0.2	8.8
979	0	0.0	4.2	0	0.0	17.6	8	0.2	9.0
980	2	0.3	4.5	7	0.3	17.9	47	1.3	10.3
981	0	0.0	4.5	0	0.0	17.9	0	0.0	10.3
982	0	0.0	4.5	3	0.2	18.1	0	0.0	10.3
983	0	0.0	4.5	0	0.0	18.1	0	0.0	10.3
984	0	0.0	4.5	0	0.0	18.1	8	0.2	10.5
985	2	0.3	4.8	0	0.0	18.1	26	0.7	11.2
986	0	0.0	4.8	0	0.0	18.1	0	0.0	11.2
987	0	0.0	4.8	0	0.0	18.1	0	0.0	11.2
988	0	0.0	4.8	0	0.0	18.1	0	0.0	11.2
989	0	0.0	4.8	0	0.0	18.1	0	0.0	11.2
990	0	0.0	4.8	3	0.2	18.2	28	0.8	12.0
991	0	0.0	4.8	3	0.2	18.4	13	0.4	12.4
992	0	0.0	4.8	0	0.0	18.4	0	0.0	12.4
993	0	0.0	4.8	0	0.0	18.4	0	0.0	12.4
994	0	0.0	4.8	3	0.2	18.6	0	0.0	12.4
995	0	0.0	4.8	0	0.0	18.6	0	0.0	12.4
996	0	0.0	4.8	0	0.0	18.6	0	0.0	12.4
997	0	0.0	4.8	0	0.0	18.6	20	0.5	12.9
998	0	0.0	4.8	0	0.0	18.6	0	0.0	12.9
999	0	0.0	4.8	0	0.0	18.6	4	0.1	13.0
1,000	19	3.1	7.9	16	0.8	19.4	11	0.3	13.3
1,001	0	0.0	7.9	0	0.0	19.4	3	0.1	13.4
1,002	0	0.0	7.9	0	0.0	19.4	8	0.2	13.6
1,003	0	0.0	7.9	0	0.0	19.4	0	0.0	13.6
1,004	0	0.0	7.9	0	0.0	19.4	3	0.1	13.7
1,005	0	0.0	7.9	0	0.0	19.4	0	0.0	13.7
1,006	0	0.0	7.9	0	0.0	19.4	0	0.0	13.7
1,007	0	0.0	7.9	3	0.2	19.5	41	1.1	14.8

令和5年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,008	0	0.0	7.9	0	0.0	19.5	8	0.2	15.0
1,009	0	0.0	7.9	0	0.0	19.5	0	0.0	15.0
1,010	0	0.0	7.9	3	0.2	19.7	15	0.4	15.4
1,011	0	0.0	7.9	0	0.0	19.7	0	0.0	15.4
1,012	0	0.0	7.9	0	0.0	19.7	11	0.3	15.7
1,013	0	0.0	7.9	0	0.0	19.7	3	0.1	15.8
1,014	2	0.3	8.1	6	0.3	20.0	4	0.1	15.9
1,015	0	0.0	8.1	0	0.0	20.0	0	0.0	15.9
1,016	0	0.0	8.1	0	0.0	20.0	8	0.2	16.1
1,017	0	0.0	8.1	0	0.0	20.0	0	0.0	16.1
1,018	0	0.0	8.1	0	0.0	20.0	0	0.0	16.1
1,019	0	0.0	8.1	6	0.3	20.3	0	0.0	16.1
1,020	0	0.0	8.1	0	0.0	20.3	17	0.5	16.6
1,021	0	0.0	8.1	0	0.0	20.3	4	0.1	16.7
1,022	0	0.0	8.1	6	0.3	20.6	12	0.3	17.0
1,023	0	0.0	8.1	8	0.4	21.0	0	0.0	17.0
1,024	0	0.0	8.1	0	0.0	21.0	0	0.0	17.0
1,025	0	0.0	8.1	0	0.0	21.0	35	0.9	17.9
1,026	0	0.0	8.1	0	0.0	21.0	12	0.3	18.3
1,027	0	0.0	8.1	0	0.0	21.0	0	0.0	18.3
1,028	0	0.0	8.1	0	0.0	21.0	14	0.4	18.6
1,029	0	0.0	8.1	6	0.3	21.3	11	0.3	18.9
1,030	3	0.5	8.6	9	0.5	21.8	0	0.0	18.9
1,031	0	0.0	8.6	0	0.0	21.8	0	0.0	18.9
1,032	2	0.3	8.9	6	0.3	22.1	3	0.1	19.0
1,033	0	0.0	8.9	0	0.0	22.1	0	0.0	19.0
1,034	3	0.5	9.4	0	0.0	22.1	4	0.1	19.1
1,035	0	0.0	9.4	0	0.0	22.1	12	0.3	19.4
1,036	0	0.0	9.4	0	0.0	22.1	8	0.2	19.6
1,037	0	0.0	9.4	0	0.0	22.1	0	0.0	19.6
1,038	2	0.4	9.8	0	0.0	22.1	0	0.0	19.6
1,039	0	0.0	9.8	0	0.0	22.1	0	0.0	19.6
1,040	0	0.0	9.8	0	0.0	22.1	0	0.0	19.6
1,041	0	0.0	9.8	0	0.0	22.1	4	0.1	19.7
1,042	0	0.0	9.8	0	0.0	22.1	0	0.0	19.7
1,043	2	0.4	10.2	0	0.0	22.1	11	0.3	20.0
1,044	0	0.0	10.2	0	0.0	22.1	0	0.0	20.0
1,045	0	0.0	10.2	0	0.0	22.1	0	0.0	20.0
1,046	0	0.0	10.2	0	0.0	22.1	0	0.0	20.0
1,047	2	0.3	10.4	0	0.0	22.1	3	0.1	20.1

令和5年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

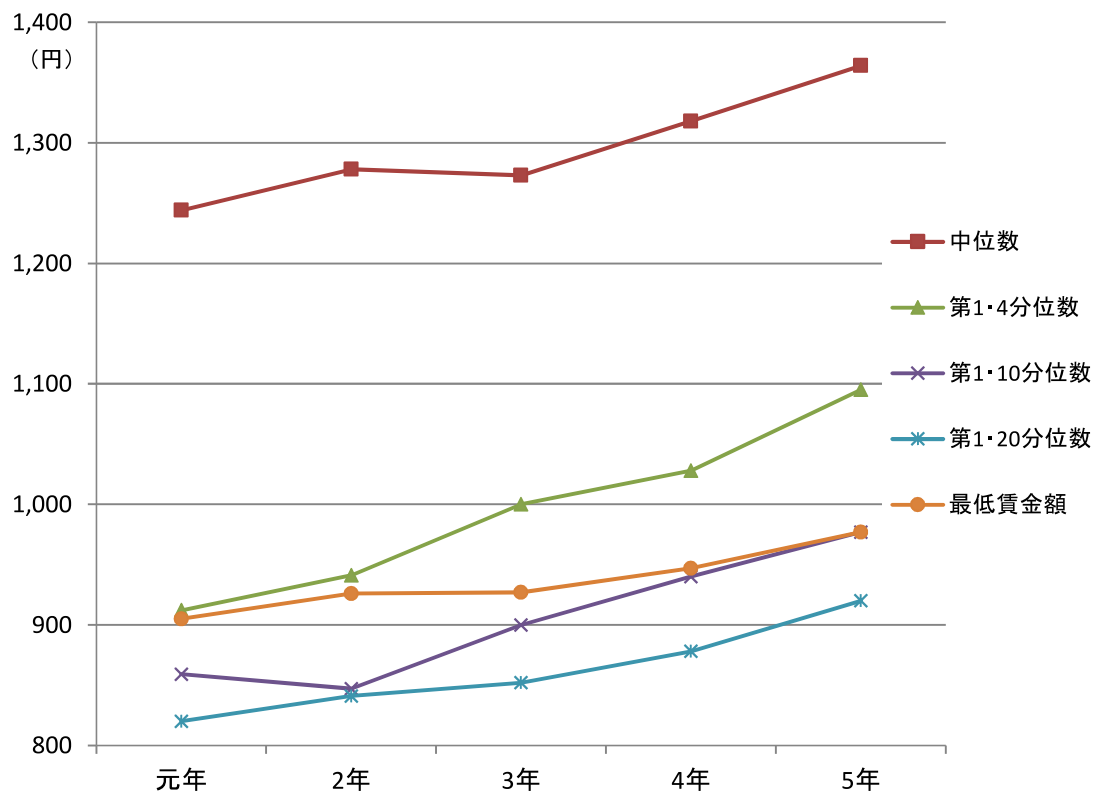
1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,048 ～ 1,049	3	0.5	10.9	0	0.0	22.1	0	0.0	20.1
1,050 ～ 1,059	6	1.0	11.9	36	1.8	23.9	22	0.6	20.7
1,060 ～ 1,069	0	0.0	11.9	45	2.3	26.2	30	0.8	21.5
1,070 ～ 1,079	4	0.7	12.6	32	1.6	27.8	43	1.2	22.7
1,080 ～ 1,089	0	0.0	12.6	9	0.4	28.3	25	0.7	23.4
1,090 ～ 1,099	7	1.2	13.8	13	0.7	28.9	66	1.8	25.2
1,100 ～ 1,199	34	5.6	19.4	218	11.1	40.0	376	10.3	35.5
1,200 ～ 1,299	25	4.1	23.4	176	9.0	49.0	365	10.0	45.4
1,300 ～ 1,399	48	7.8	31.2	161	8.2	57.3	354	9.7	55.1
1,400 ～ 1,499	48	7.7	38.9	139	7.1	64.4	281	7.7	62.7
1,500 ～	376	61.1	100.0	698	35.6	100.0	1,365	37.3	100.0
計	616	100.0		1,959	100.0		3,663	100.0	
月平均賃金額	302,255			232,703			250,544		
月一人当たり労働時間数	162			160			169		
第1・20分位数	1,000			900			940		
第1・10分位数	1,043			923			980		
第1・4分位数	1,319			1,060			1,097		
中位数	1,659			1,318			1,354		
時間当たり平均額	1,844			1,424			1,469		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(全労働者)

	元年	2年	3年	4年	5年	対前年比
中位数	1,244	1,278	1,273	1,318	1,364	+46
第1・4分位数	912	941	1,000	1,028	1,095	+67
第1・10分位数	859	847	900	940	977	+37
第1・20分位数	820	841	852	878	920	+42
最低賃金額	905	926	927	947	977	+30
未満率	13.5%	20.8%	12.7%	10.2%	9.1%	-1.1
影響率	28.9%	21.6%	18.0%	19.3%		

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		977円	
未 満 率		9.1%			
項番	時 間 額			影 響 率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	978	10.98	685
2	2	0.20	979	11.11	693
3	3	0.31	980	11.24	701
4	4	0.41	981	12.12	756
5	5	0.51	982	12.12	756
6	6	0.61	983	12.17	759
7	7	0.72	984	12.17	759
8	8	0.82	985	12.30	767
9	9	0.92	986	12.75	795
10	10	1.02	987	12.75	795
11	11	1.13	988	12.75	795
12	12	1.23	989	12.75	795
13	13	1.33	990	12.75	795
14	14	1.43	991	13.25	827
15	15	1.54	992	13.51	843
16	16	1.64	993	13.51	843
17	17	1.74	994	13.51	843
18	18	1.84	995	13.56	846
19	19	1.94	996	13.56	846
20	20	2.05	997	13.56	846
21	21	2.15	998	13.88	866
22	22	2.25	999	13.88	866
23	23	2.35	1,000	13.94	870
24	24	2.46	1,001	14.69	916
25	25	2.56	1,002	14.73	919
26	26	2.66	1,003	14.85	927
27	27	2.76	1,004	14.85	927
28	28	2.87	1,005	14.89	929
29	29	2.97	1,006	14.89	929
30	30	3.07	1,007	14.89	929
31	31	3.17	1,008	15.60	973
32	32	3.28	1,009	15.72	981
33	33	3.38	1,010	15.72	981
34	34	3.48	1,011	16.01	999
35	35	3.58	1,012	16.01	999

項 番	時 間 額			影 響 率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	3.68	1,013	16.18	1,009
37	37	3.79	1,014	16.22	1,012
38	38	3.89	1,015	16.41	1,024
39	39	3.99	1,016	16.41	1,024
40	40	4.09	1,017	16.54	1,032
41	41	4.20	1,018	16.54	1,032
42	42	4.30	1,019	16.54	1,032
43	43	4.40	1,020	16.63	1,038
44	44	4.50	1,021	16.91	1,055
45	45	4.61	1,022	16.97	1,059
46	46	4.71	1,023	17.26	1,076
47	47	4.81	1,024	17.39	1,085
48	48	4.91	1,025	17.39	1,085
49	49	5.02	1,026	17.94	1,119
50	50	5.12	1,027	18.13	1,131
51	51	5.22	1,028	18.13	1,131
52	52	5.32	1,029	18.36	1,145
53	53	5.42	1,030	18.62	1,162
54	54	5.53	1,031	18.82	1,174
55	55	5.63	1,032	18.82	1,174
56	56	5.73	1,033	18.98	1,184
57	57	5.83	1,034	18.98	1,184
58	58	5.94	1,035	19.09	1,191
59	59	6.04	1,036	19.28	1,203
60	60	6.14	1,037	19.41	1,211
61	61	6.24	1,038	19.41	1,211
62	62	6.35	1,039	19.45	1,213
63	63	6.45	1,040	19.45	1,213
64	64	6.55	1,041	19.45	1,213
65	65	6.65	1,042	19.51	1,217
66	66	6.76	1,043	19.51	1,217
67	67	6.86	1,044	19.72	1,231
68	68	6.96	1,045	19.72	1,231
69	69	7.06	1,046	19.72	1,231
70	70	7.16	1,047	19.72	1,231

最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和5年6月)

厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- ※欄は記入しないでください。
- 令和5年6月1日現在（ただし、2の(8)～(14)については実績ではなく、令和5年6月分の見込み）の状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、（太線）の中について記入して下さい。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を①のように○で囲んでください。
（注1）労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長、コ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
（注2）2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

1. 事業所に関する事項（注）

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和5年6月1日現在	男		女		計
	人		人		

2. 労働者に関する事項

〔上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。〕

33

車 番号	(2) 労働者番号 〔番号、記号、氏名 (イニシャル)等ど の方法でも結構です が、後に内容につい てお尋ねすることが ありますのでそうと きに分かるようにし ておいてください。〕	(3) 性	(4) 就 形 態	(5) 年 齢	(6) 勤 続 年 数	(7) 職種又は仕事の内容 〔※対象区分〕が2の事業所のみ記入してくだ さい。 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃 片付け、洗浄、選別、はんだ付けなどと具体的に 記入してください。 なお、技能習得中の場合は（技能習得中）と記 入してください。	(8) 基本給の賃金形態及び 6月の基本給額	6月分の諸手当（月額）				(13) (注II) 月間所定 労働日数	(14) 1日の所定労働時間数	※ 事務 処 理 欄
								(9) 精皆勤手当	(10) 通勤手当	(11) 家族手当	(12) その他の手当			
1		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6		月・日・時 給・給・給	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	日	時間	分
2		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
3		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
4		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
5		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
6		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
7		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
8		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
9		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									
0		1・2	1・2		1・2・3・4・5・6									

（注）2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。